（証券コード7248）
平成29年１月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1917番地
カルソニックカンセイ株式会社
代表取締役社長　森 谷 弘 史

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、平成29年１月24日（火曜日）午後５時30分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　　平成29年１月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

2.　場　　所　　埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1917番地
カルソニックカンセイ株式会社
本社　本館ホール

3.　目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　資本金の額の減少の件

第３号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

以　上

1. **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本「臨時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。**
2. **株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.calsonickansei.co.jp/ir）に掲載させていただきます。**

株主総会参考書類

はじめに

CKホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が平成28年11月22日付けで公表した「カルソニックカンセイ株式会社株券等（証券コード7248）に対する公開買付けに関するお知らせ」（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）によれば、公開買付者は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により当社株式を取得することを決定しております。平成28年11月22日付け当社プレスリリース「CKホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）等でお知らせしておりますとおり、本公開買付けに関して、当社は、平成28年11月22日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

なお、公開買付者プレスリリースによれば、本公開買付けは、①日本、米国、中国、欧州及びロシアを含む諸外国の競争法その他の法令等に基づき必要な許認可等の手続及び対応が完了しており待機期間も経過していること、②当社が、当社、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）及び公開買付者との間に利害関係を有しない者から、当社の取締役会が本取引の実施に関して賛同する旨の決議をすることは当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得していること、③当社の取締役会において本公開買付けに賛同し当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明決議が出席取締役全員（但し、本取引に利害関係を有する又はそのおそれがある取締役を除きます。）の一致によりなされ、当該決議が取下げ又は変更されていないこと、並びに④公開買付者が平成28年11月22日付けで当社の親会社である日産自動車との間で締結した公開買付応募契約におけるその他の条件（以下、前記①から④の条件を、「本公開買付前提条件」と総称します。）が充足された場合（但し、本公開買付前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、公開買付者が自らの判断においてこれを放棄し、本公開買付けを実施することは制限されていないとのことです。）に実施される予定とのことです。

本公開買付けは、本公開買付前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）には、速やかに実施されることが予定されており、本日現在、公開買付者は、平成29年２月下旬には本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、国内外の競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、当社の前記取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、当社が設置した独立委員会に対して、独立委員会が平成28年11月22日付けで当社の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うこととしております。

当社は、公開買付者からの提案を踏まえて、本取引の一環として、本公開買付けの開始日（以下「本公開買付開始日」といいます。）より前の日を基準日として設定した上で、本公開買付けの成立を条件とする剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行うことを予定しており、本臨時株主総会における第１号議案から第３号議案は、いずれも本特別配当に関する議案としてご提案させていただくものです。

第１号議案は、本特別配当の実施時期及び本特別配当における１株当たりの配当金額について柔軟かつ機動的に決定することができるよう、会社法第459条第１項に基づき、剰余金の配当の決定を、一時的に当社取締役会においても可能とすることをご提案するものです。なお、当社は、当社が完全子会社化されることを前提に本公開買付けに賛同の意見を表明しており、当社が完全子会社化されることについて合理的な見込みがない場合には、当社取締役会が（第１号議案による変更後の当社定款に基づき）剰余金の配当の決定をすることは予定しておりません。詳細については、以下の【想定スケジュール等（予定）】及び第１号議案の記載をご参照下さい。

また、第２号議案及び第３号議案は、本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するため、会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることをご提案するものです。

なお、本特別配当に関連して、既に行われた、あるいは、今後行う予定のその他の手続の概要は以下のとおりです。

① 当社の完全子会社である株式会社CKK及びCalsonic Kansei North America, Inc.が当社に対し、平成28年12月20日を効力発生日とする剰余金の配当を行うことを決議しております。これにより当社は、株式会社CKKから3,857百万円、また、Calsonic Kansei North America, Inc.から29,839百万円（$256,902千ドルを１ドル116.15円（平成28年12月20日為替レート）で換算）の配当をそれぞれ受領することになります。

② 平成28年12月末日を臨時決算日として、上記①の受取配当金を当社の営業外収益に計上することを含む当社の臨時決算（臨時計算書類の作成・承認）を行う予定です。

③ 当社の取締役会において、本公開買付開始日より前の日を本特別配当の基準日（以下「本特別配当基準日」といいます。）として設定する旨の決議を行う予定です。

④ 本臨時株主総会において第１号議案が原案どおり承認可決されることを前提として、当社の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本特別配当を行う旨の決議を行う予定です。

本日時点においては、本特別配当における１株当たりの配当金額は570円程度（但し、570円を上限額とします。）を予定しておりますが、最終的な配当金額は、第２号議案及び第３号議案の資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少の手続、臨時決算（臨時計算書類の作成・承認）の手続その他配当可能額の算定・確認等を踏まえて確定することになります。なお、当社は、平成28年11月22日開催の取締役会において、平成29年３月期末の剰余金の配当を行わない旨を決議しております。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は普通株式１株につき、1,860円から１株当たりの本特別配当の額を控除した額とされているため、本公開買付価格は、本特別配当に係る最終的な配当金額が確定した後に、本公開買付けの開始時点において確定することになります。

【想定スケジュール等（予定）】

第１号議案から第３号議案がいずれも原案どおり承認可決され、本公開買付けが予定どおり平成29年２月下旬に開始されると仮定した場合の、本臨時株主総会後の想定スケジュール等は以下のとおりです。

なお、以下の記載は、一定の前提に基づく想定スケジュール等を記載したものです。本公開買付け等の詳細につきましては、意見表明プレスリリース及び公開買付者プレスリリースも併せてご参照下さい。

平成29年２月上旬　本特別配当基準日設定の取締役会決議
本特別配当の具体的な金額（１株当たり570円を予定）等を決定する取締役会決議

平成29年２月下旬　本特別配当基準日（本公開買付開始日の前営業日を予定）

※　本特別配当は、上記本特別配当基準日現在の株主様が受領する権利があります。本臨時株主総会において議決権が行使できる株主様の基準日と、本特別配当を受領する権利のある株主様の基準日は異なりますのでご留意下さい。

※　本特別配当基準日の翌日以降を受渡日とする売買（本特別配当基準日の２営業日前の日以降の市場での売買）を行う場合には、原則として本特別配当を受領する権利のない当社株式を売買することになりますのでご留意下さい。

平成29年２月下旬から３月下旬　本公開買付期間　20営業日を予定
（公開買付価格：１株当たり1,290円を予定）

平成29年３月下旬　資本金の額の減少及び準備金の額の減少の効力発生
本公開買付けの決済の開始
本特別配当の効力発生及び株主様への支払

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

前述のとおり本特別配当の実施時期及び本特別配当における１株当たりの配当金額を最終的に確定することができないため、本特別配当の実施時期及び本特別配当における１株当たりの配当金額について柔軟かつ機動的に決定することができるよう、会社法第459条第１項に基づき、平成29年９月29日までの日を基準日と定めて剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当の決定を当社の取締役会においても可能とする定款の規定を追加するものです（変更案第37条の２）。

なお、当社は、平成28年11月22日開催の取締役会において、平成29年３月期末の剰余金の配当を行わない旨を決議しておりますが、本議案が承認可決された場合でも、株主総会の決議により剰余金の配当の決定を行うことは排除されません。また、本議案に基づく剰余金の配当の決定に関する当社取締役会の権限は、一定の期間・場合に限定されておりますので、万一、本取引が予定どおり実行されず、当社の完全子会社化が実行されなかった場合には、平成30年３月期末以降の剰余金の配当については、本議案に係る定款変更前と同様に、株主総会の決議によってのみ決定できることとなります。

このように、本議案に係る定款変更は、本取引の円滑な実行のために必要最小限の範囲に限定されており、当社取締役会の権限を不合理に拡大するものではございませんので、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとします。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
(新　　設)	(剰余金の配当の決定機関) 第37条の２　当会社は、平成29年９月29日までの日を基準日と定めて剰余金の配当をする場合には、会社法第459条第１項第４号に定める剰余金の配当に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第２号議案　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の理由

本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するため、会社法第447条第１項に基づき、資本金を取り崩し、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本議案に係る資本金の額の減少は、①第１号議案に基づく定款変更が本臨時株主総会において原案のとおり承認可決されること、及び②資本金の額の減少の効力発生日までに（第１号議案による変更後の当社定款に基づき）本特別配当に係る取締役会決議がなされており、かかる決議が上記効力発生日時点において有効に維持されていることを条件として効力が生じるものとします。

また、本特別配当は本公開買付けの成立を条件とするものであるため、以下の「３．資本金の額の減少が効力を生ずる日」記載の効力発生日までに本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）が満了していない場合には、当社は、会社法第449条第７項に基づき、当該効力発生日を本公開買付期間満了後の日に変更する予定です。

なお、資本金の額の減少に関する債権者異議申述期間は、平成29年１月12日をもって満了する予定です。

２．資本金の額の減少の内容

資本金の額41,456,240,645円のうち39,856,240,645円を減少して、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少後の資本金の額は1,600,000,000円となります。

３．資本金の額の減少が効力を生ずる日

平成29年３月29日

第３号議案　資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

１．資本準備金及び利益準備金の額の減少の理由

本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するため、第448条第１項に基づき、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えたいと存じます。

本議案に係る資本準備金及び利益準備金の額の減少は、①第１号議案に基づく定款変更が本臨時株主総会において原案のとおり承認可決されること、及び②資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生日までに（第１号議案による変更後の当社定款に基づき）本特別配当に係る取締役会決議がなされており、かかる決議が上記効力発生日時点において有効に維持されていることを条件として効力が生じるものとします。

また、本特別配当は本公開買付けの成立を条件とするものであるため、以下の「３．資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日」記載の効力発生日までに本公開買付期間が満了していない場合には、当社は、会社法第449条第７項に基づき、当該効力発生日を本公開買付期間満了後の日に変更する予定です。

なお、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する債権者異議申述期間は、平成29年１月12日をもって満了する予定です。

２．資本準備金及び利益準備金の額の減少の内容

（1）減少する資本準備金の額	資本準備金の額59,638,172,926円を全額減少して、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少後の資本準備金の額は０円となります。
（2）減少する利益準備金の額	利益準備金の額4,438,219,046円のうち4,038,219,046円を減少して、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。減少後の利益準備金の額は400,000,000円となります。

３．資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成29年３月29日

以　上

株主総会会場ご案内図

■ 総会会場：埼玉県さいたま市北区日進町二丁目1917番地

カルソニックカンセイ株式会社
本社　本館ホール

■ 交通機関：ア JR高崎線 **宮原駅** 西口から徒歩約７分
イ JR川越線 **日進駅** 北口から徒歩約14分

受付は本館にございます。

西館からのご入場はご遠慮いただいておりますので、上記ご案内図をご参照のうえ本館にお越しくださいますよう、お願い申しあげます。

Calsonic Kansei
ホームページアドレス　http://www.calsonickansei.co.jp/

UD FONT by MORISAWA　見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。